

JCBA

No.166 May. 2021

Japan Customs Brokers Association



CONTENTS

- 2 令和3年度第1回理事会の開催
- 3 関税局業務課との意見交換会
- 16 「神戸税関シンポジウム」の開催
- 17 WCO奨学生に対する特別講義の実施について
- 20 「シゴトビト…通関士特集」記事掲載について
- 22 通関業会だより（横浜通関業会）
- 24 いいときかくコーナー
- 28 2021年度〈前期〉通関士 専門研修・受講案内
- 32 各通関業会業務報告

令和3年度第1回理事会の開催

令和3年度第1回理事会は、4月22日（木）にホテルグランドアーク半蔵門において開催されました。新型コロナ感染拡大により、対面とオンライン併用の開催となりました。

会議の冒頭、岡藤会長の挨拶の後に、理事会は、定款の規定により岡藤会長が議長を務め、下記の議案について審議が行われ、全ての議案について原案どおり承認可決されました。

また、説明事項として、社員総会付議事項である「役員選任に関する件」について、意義なく了解されました。

【議案】

第1号議案 令和2年度事業報告に関する件

第2号議案 令和2年度決算に関する件

第3号議案 社員総会開催に関する件

（岡藤会長挨拶骨子）

○東京オリンピック・パラリンピックでは、連合会としても関税局・税関が行う水際対策に対し、出来る限りの協力を行って参りたい。

○神戸税関主催の「神戸税関シンポジウム」（4.20開催）にパネリストとして参加

「税関行政に対する提言」において、

- ・在宅勤務に対する弾力的運用の恒常的な規制緩和

- ・通関士の専門性向上に向けた各種支援の2点についてお願い申し上げた。

○一昨年、連合会として初の女性理事をお迎え、今回、函館通関業会では、通関士部会に全国初となる女性の部会長を選任した。このような朗報が全国的に広がることを期待したい。



関税局業務課との意見交換会

(一社)日本通関業連合会は、4月22日(木)に令和3年度第1回理事会終了後に、「関税局業務課との意見交換会」を開催しました。

意見交換会には、奈良井業務課長、米山調査課長ほか関税局業務課の皆様が出席されました。

関税局側から「関税局説明事項」として下記の主要事項についての説明の他、「各地区通関業会・通関士部会等と関税局業務課との意見交換で出された意見への対応状況等」についての報告等、大変内容の濃い、有意義な意見交換会となりました。

「関税局説明事項」(資料参照)

- 税関関係書類における押印等の廃止について
- 災害等による納期限等の延長について
- カルネ申告の申告官署の弾力化について
- AEO制度の利用拡大に向けた取組みについて
- 電子帳簿等保存制度の見直しについて
- HS品目表の2022年改正について



関税局説明事項

1. 税関関係書類における押印等の廃止について
2. 災害等による納期限等の延長について
3. カルネ申告の申告官署の弾力化について
4. AEO制度の利用拡大に向けた取組みについて
5. 電子帳簿等保存制度の見直しについて
6. HS品目表の2022年改正について

令和3年4月22日
関税局業務課

1. 税関関係書類における押印等の廃止

- 経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)において、「全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるように見直す」とこととされている。
- 税関関係手続のうち、法令等において押印を求めているものの大部分については、NACCSIによりデジタル化が図られており、実態として押印が不要とされているが、一部の手続については引き続き押印を求めているものが存在。
- 行政のデジタル化、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、デジタル化に伴い実態として押印が不要とされている手続も含め、法令等において押印を求めている手続について見直しを実施。

<法令改正>

- ・関税法施行令(納税申告書を補正する場合、補正する者がその補正箇所を押印)
 - ・輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令(同上)
 - ・通関業法(税関に提出する通関書類について、内容を審査した通関士が記名押印)
- ⇒ 本年4月1日施行済
- ⇒ 本年9月1日施行予定(注)

(注)通関業法改正については、他省庁所管の法律における押印等の廃止とあわせて、内閣官房が提出の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」において、一括して措置予定(押印等の廃止については、本年9月1日施行予定)。

<省令・通達改正>

- ・関係法令(国税通則法・通関業法等)に根拠規定のない押印等 ⇒ 原則廃止(昨年末に実施済)
- ・関係法令(国税通則法等)に根拠規定のある押印等 ⇒ 原則廃止(3月末に実施済)
- ・関係法令(通関業法等)に根拠規定のある押印等 ⇒ 今後、改正状況を踏まえて廃止予定

<税関独自様式>

- ・関係業界から要望の多かった税関届出印については、各税関の協力もあって、すでに昨年末に全面廃止済
- ・現在、各税関において、税関独自様式における押印等を原則廃止する方向で検討中

2. 災害等による納期限等の延長に係る改正

改正前の制度

- 関税においては、災害発生後、告示により地域を指定し、申請等の期限を延長（地域指定による期限延長）（注）。
（注）地域指定による期限延長をした場合、申請等の期限延長のほか、指定地外検査許可手数料等の還付、免除等を行うことが可能。

改正の背景等

- 地域指定による期限延長の場合、災害発生から告示までに、事務手続上、一定の期間を要するだけでなく、被害等の実態把握のために時間を要し、被災者が災害の影響を被ってから告示までに相当程度の期間を要する場合が出てきている。
- 国税の個別指定による期限延長と同様の期限延長を可能とすれば、告示が発出されるまでの間に到来する申請等について、予見可能性が向上するほか、適時・きめ細やかな対応が可能。
- ほぼ全ての輸出入者が利用するNACCSが使用不能となり多くの者が申請等を行うことができない場合等に、国税の対象者指定による期限延長と同様の期限延長を可能とすれば、当該多くの者を対象として期限延長をする等の機動的な対応が可能。

対応

- 災害**その他やむを得ない理由**により期限までに申請等を行うことができない場合に、国税の個別指定による期限延長及び対象者指定による期限延長と同様の期限延長を可能とするよう改正（関税法第2条の3、関税法施行令第1条の4）。
- 通達において用語の意義、期限延長の適用関係、個別指定の延長手続等を規定（関税法基本通達2の3-1～2の3-3等）。

	改正前	改正後
地域指定による期限延長	○	○
対象者指定による期限延長	×	○
個別指定による期限延長	×	○

2

3. カルネ申告の申告官署の弾力化の実施

実施前の制度

- カルネにより一時的に輸出入される貨物の申告（カルネ申告）については、カルネが国際的に電子化されておらず、システム申告ができないため、申告官署の自由化の対象とされていない。
- 申告官署の自由化導入前は、カルネ申告についても、各税関が近隣官署の中から決定した対象官署間で申告官署を選択することを可能とする申告官署の選択制の対象としていた。

実施の背景等

- 通関業連合会・各地区通関業会等から、以前の申告官署の選択制の範囲内で選択した官署へのカルネ申告を可能とするよう要望あり。
- 国際的にカルネの電子化がされるまで期間を要することが予想される中、税関官署において実際に手続きを行う認定通関業者等の利便性を向上することが望ましい。

実施内容

- 令和3年4月1日以後、認定通関業者並びに自社通関を行う特定輸出者及び特例輸入者が、営業所・事業所毎に、税関が定める対象官署の中から申告官署を選択し、あらかじめ税関にその旨を申し出たときは、その申告官署に対しカルネ申告を行うことが可能とする。

（参考）

- 関税局長通達「カルネ申告に係る申告官署の弾力化の実施について」（令和3年3月3日財関第163号）
- 税関HPに概要・Q&Aを掲載 https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/aeo/aeo_karune.pdf

3

AEO制度の利用拡大に向けた取組み

- AEO事業者の質の維持向上
- AEO制度の改善策の推進
 - ・ AEO制度の運用にかかる新通達の策定
 - ・ AEO事業者に提供するベネフィットの充実
 - ・ AEO事業者とのパートナーシップ強化



利用拡大（者数増加、各種便益の利用拡大）

- AEO相互承認の推進

4

AEO制度の運営方針にかかる新通達 ①

AEO制度の運用に関する課題（AEO事業者からの声）

1 不適正事案の取扱い

- ・ 非違を生じさせた場合の対応が分かりづらく、どのような場合に税関AEO担当へ連絡すべきが悩ましい。報告範囲など、取扱いを明確にしてほしい。
- ・ 不適正事案を生じさせると、すぐにAEO資格を取り消されてしまうような気がして、不安を感じる。
- ・ 軽微な事案であれば、都度報告ではなく、1年分をまとめて面談時に報告すること等にできないか。

2 AEO事業者による内部監査

- ・ 税関が承認した優良企業なので、内部監査は隔年程度の実施頻度で十分ではないか。
- ・ 内部監査の実施に負担を感じる。マンネリな内容で、形骸化してしまう恐れがある。

3 税関による事後監査

- ・ 事後監査の対応に負担を感じる。内部監査等の結果を税関がチェックすることで、簡略化してほしい。
- ・ 優良なAEO事業者については、税関のAEO事後監査の間隔を5年に1回程度に延長してほしい。

5

AEO制度の運営方針にかかる新通達 ②

運用に関する課題を踏まえ、次のような対応

○ 税関によるAEO制度の運営方針を示す新通達を定める。

- ・ AEO事業者による「自主管理や自己改善」を更に促進するとともに、コストの軽減を図る。

1 不適正事案の取扱い

- ・ 重大な不適正事案が生じた場合のみ、都度遅延なく税関へ報告
- ・ 軽微なものは、都度報告は不要。自主管理や自己改善を行い、内部監査にて取組状況を点検

2 AEO事業者による内部監査

- ・ 内部監査の結果や、上記 1 の再発防止に向けた取組状況について、税関へ定期的な情報提供
- ・ 税関は、業務状況を把握し、手続や運用の見直し又は内部監査の手法の改善等を助言

3 税関による事後監査

- ・ 税関は、事業者の状況を踏まえ、事後監査の実施時期や内容等を検討。原則 5 年以内に実施
- ・ 必要に応じ、情報通信技術の活用等による実施も可能に

6

AEO事業者とのパートナーシップの強化

➤ AEO事業者は、税関の重要なパートナーであるとの位置づけのもと、税関とAEO事業者とのコミュニケーションを質・量の両面で強化

➤ AEO事業者の皆様が希望する情報を提供するとともに、活発な意見交換を

➤ AEO事業者への積極的な情報提供

- ・ AEOニュースなどの配布資料の充実
- ・ 税関AEOホームページの改善
- ・ FAQの充実（皆さんから寄せられる質問を基に、必要かつ効果的な回答を掲載）
- ・ 不適正事案の事例、事後監査での気づき点やグッドプラクティスの紹介
- ・ 社内研修に活用できそうな、各種資料や研修素材の提供

➤ AEO事業者との活発な意見交換

（潜在的なAEO取得希望者へも、アプローチを強化していく）

7

AEO 輸出者、AEO 輸入者及び AEO 通関業者に対する 加工又は修繕のため輸出入される貨物に係る輸出入申告時の簡素な手続について

令和 3 年 4 月
財務省・税関

加工又は修繕のため本邦から輸出され、その輸出の許可の日から 1 年（税関長の承認を受けたときは、1 年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入される貨物については、所定の手続を経ることにより関税・消費税が軽減されます。

AEO 輸出者又は AEO 通関業者が行う輸出申告並びに、AEO 輸入者又は AEO 通関業者が行う輸入申告については、簡素な手続となります。

(注) 輸出申告において当該簡素な手続の適用を受けた貨物について、輸入申告においても簡素な手続の適用を求める場合には、その貨物を輸出した者が輸入する必要があります。

【減税制度の概要】

1. 対象となる貨物（関税定率法第 11 条、同法施行令第 5 条、同令第 5 条の 2、同法基本通達 11-1）

➤ 加工又は修繕のため輸出された貨物

(参考) 加工・修繕とは

加工とは、貨物にある工作を加えることにより当該貨物の価値を増加しようとする行為（当該工作を加えた後の貨物が工作を加える前の貨物の特性を有する範囲に限る）
修繕とは、貨物の機能等が低下した箇所を元の状態に修復する行為（当該貨物を構成する部品の交換を含む）

(注 1) 加工のためのものについては、本邦においてその加工をすることが困難であると認められるものに限られます。

(注 2) 次に掲げる場合は、関税定率法第 14 条第 10 号（再輸入貨物の無条件免税）を利用することもできます。

- イ 加工又は修繕のため本邦から輸出した貨物が、その輸出の許可の性質及び形状が変わっていないと認められる程度の簡単な加工又は修繕（例えば、ねじ締め、油洗、注油等）をただで輸入される場合
- ロ 本邦から輸出された生フィルムが、撮影後未現像のまま（個人的使用に供されるものは現像済のものを含む。）輸入される場合

2. 適用開始日

令和 3 年 4 月 1 日（木）以降の輸出申告又は輸入申告（令和 3 年 4 月 1 日より前に輸出された貨物の輸入申告を含む）において適用を受けることができます。

8

3. 減税手続に必要な書類（輸出時）（関税定率法施行令第 5 条、同法基本通達 11-3）

- (1) 「加工・修繕輸出貨物確認申告書」（T-1050）（以下「確認申告書」）：2 通（原本、交付用）
- (2) 輸出入貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）第 2 条第 1 項第 2 号《輸出の承認》の規定に基づき発給された輸出承認証又は加工、修繕に関する契約書：1 通
- (3) 同一性の確認を行うための資料（写真、カタログ等）
(注 1) 契約書の提出が困難であると税関が認めるときは、契約書以外の加工又は修繕の事実を証明し得る書類（例えば、外国の輸出者又は製造者との間の通信文書）でも可能です。
(注 2) 識別記号等による同一性の確認に際し、税関が必要とする場合には、輸出手続において同一性の確認を行うための資料（写真、カタログ等）の提出を求められることがあります。また、仕入書等の輸出関係書類を同一性の確認資料とする場合には、輸入手続で用いるよう税関が押印の後返付する用に供するため、当該輸出関係書類の「写し」の提出を求められることがあります。

4. 減税手続に必要な書類（輸入時）（関税定率法施行令第 5 条の 2、同法基本通達 11-4）

- (1) 輸出された貨物の輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書
- (2) 加工、修繕に関する契約書等
- (3) 「加工・修繕・組立製品減免税明細書」（T-1060）：1 通
- (4) 輸出許可に係る税関官署の確認済みの確認申告書

【AEO 輸出者、AEO 輸入者又は AEO 通関業者に対する簡素な手続の内容】（関税定率法基本通達 11-6、7）

- 輸出時：上記 3. (1)（確認申告書）の「原本」及び「交付用」のうち、「交付用」について、輸出申告時にその作成・提出が不要となります。
上記 3. (2)（契約書等）について、輸出申告時にその写しを提出又は提示することが可能です。
上記 3. (3)（同一性の確認資料）について、仕入書等の輸出関係書類を同一性の確認資料とする場合、原則、税関は当該書類により確認が可能であるとして、その他の同一性の確認を行うための資料（写真、カタログ等）の提出は不要となります。また、当該仕入書等の輸出関係書類の「写し」の提出も不要となります。
- 輸入時：上記 4. (1) 及び (2)（輸出された貨物の許可書又はこれに代わる税関の証明書及び契約書等）について、輸入申告時にこれらの写しを提出することが可能です。
上記 4. (4)（確認申告書）について、輸入申告時にその提示が不要となります。

(注) 当該簡素な手続の利用に当たっては、輸出入者は確認申告書又はそれに相当する書類を適切に管理し、税関が必要とする場合には、当該書類の提示や説明を行うこととなります。

※詳細については、各税関の減免税担当までお問合せください。

9

AEO 輸出者、AEO 輸入者及び AEO 通関業者に対する 経済連携協定（TPP11（CPTPP）、日 EU・EPA 及び日英 EPA）に基づく 加工又は修繕のため輸出入される貨物に係る輸出入申告時の簡素な手続について

平成 30 年 12 月
令和 3 年 4 月更新
財務省・税関

※赤字の箇所は、令和 3 年 4 月更新部分となります。

加工又は修繕のため本邦から経済連携協定の締約国に輸出され、その輸出の許可の日から 1 年（税関長の承認を受けたときは、1 年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入される貨物については、所定の手続を経ることにより関税・消費税が免除されます。

AEO 輸出者又は AEO 通関業者が行う輸出申告並びに、AEO 輸入者又は AEO 通関業者が行う輸入申告については、簡素な手続となります。

(注) 輸出申告において当該簡素な手続の適用を受けた貨物について、輸入申告においても簡素な手続の適用を求める場合には、その貨物を輸出した者が輸入する必要があります。

【免税制度の概要】

1. 対象となる貨物（関税暫定措置法第 8 条の 7、同法施行令第 31 条の 3、同法基本通達 8 の 7 - 1）

➢ 加工又は修繕のため輸出された貨物

(参考) 加工・修繕とは（関税暫定措置法基本通達 8 の 7 - 1、関税定率法基本通達 11 - 1）

加工とは、貨物にある工作を加えることにより当該貨物の価値を増加しようとする行為（当該工作を加えた後の貨物が工作を加える前の貨物の特性を有する範囲に限る）
修繕とは、貨物の機能等が低下した箇所を元の状態に修復する行為（当該貨物を構成する部品の交換を含む）

(注 1) 免税制度を適用する際、本邦においてその加工をすることが困難かどうかは問いません。また、免税制度の適用を受けようとする貨物の原産地がどこであるかは問いません。

(注 2) 次に掲げる場合は、関税定率法第 14 条第 10 号（再輸入貨物の無条件免税）を利用することもできます。

- イ 加工又は修繕のため本邦から輸出した貨物が、その輸出の許可の性質及び形状が変わっていないと認められる程度の簡単な加工又は修繕（例えば、ねじ締め、油洗ひ、注油等）をしただけで輸入される場合
- ロ 本邦から輸出された生フィルムが、撮影後未現像のまま（個人的使用に供されるものは現像済のものを含む。）輸入される場合

2. 対象国・地域（関税暫定措置法第 8 条の 7）

- TPP11（CPTPP）締約国
- 日 EU・EPA 締約国
- 日英 EPA 締約国

10

3. 免税手続に必要な書類（輸出時）（関税暫定措置法施行令第 31 条の 3、同法基本通達 8 の 7 - 2）

- (1) 「加工・修繕輸出貨物確認申告書（経済連携協定関係）」（P-7720）（以下「確認申告書」）：2 通（原本、交付用）
- (2) 輸出貨物管理令（昭和 24 年政令第 378 号）第 2 条第 1 項第 2 号「輸出の承認」の規定に基づき発給された輸出承認証又は加工、修繕に関する契約書：1 通
- (3) 同一性の確認を行うための資料（写真、カタログ等）
 - (注 1) 契約書の提出が困難であると税関が認めるときは、契約書以外の加工又は修繕の事実を証明し得る書類（例えば、外国の輸出者又は製造者との間の通信文書）でも可能です。
 - (注 2) 加工、修繕に関する契約書等が提出できない場合は、確認申告書の「その他参考となるべき事項」欄に「令第 31 条の 3 第 1 項において準用する令第 22 条第 2 項ただし書扱い」である旨記載し、「加工・組立輸出貨物確認申告書」（P-7700）のうち「契約実績表（総括）」（P-7700 号-2）及び「契約実績表（個別）」（P-7700 号-3）を提出することが必要です（後記 4 の注に記載の手続を、確認申告書の裏面により行う場合は提出不要）。
 - (注 3) 識別記号等による同一性の確認に際し、税関が必要とする場合には、輸出手続において同一性の確認を行うための資料（写真、カタログ等）の提出を求められることがあります。また、仕入書等の輸出関係書類を同一性の確認資料とする場合には、輸入手続で用いるよう税関が押印の後返付する用に供するため、当該輸出関係書類の「写し」の提出を求められることがあります。

4. 免税手続に必要な書類（輸入時）（関税暫定措置法施行令第 31 条の 3、同法基本通達 8 の 7 - 3）

- (1) 輸出された貨物の輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書
- (2) 加工、修繕に関する契約書等
- (3) 「加工・修繕・組立製品減免税明細書」（T-1060）：1 通
- (4) 輸出入許可に係る税関官署の確認済みの確認申告書
 - (注) 加工、修繕に関する契約書等が提出できない場合は、確認申告書の裏面又は輸出時に提出された「契約実績表（総括）」（P-7700 号-2）の「契約に係る輸出入原材料価格」欄に、1 契約に係る輸出入原材料の輸出入申告価格を記入する等、関税暫定措置法基本通達 8-5(4)に準じて取り扱われます。

【AEO 輸出者、AEO 輸入者又は AEO 通関業者に対する簡素な手続の内容】（関税暫定措置法基本通達 8 の 7 - 5、6）

- 輸出時：上記 3. (1)（確認申告書）の「原本」及び「交付用」のうち、「交付用」について、輸出申告時にその作成・提出が不要となります。上記 3. (2)（契約書等）について、輸出申告時にその写しを提出又は提示することが可能です。上記 3. (3)（同一性の確認資料）について、仕入書等の輸出関係書類を同一性の確認資料とする場合、原則、税関は当該書類により確認が可能であるとして、その他の同一性の確認を行うための資料（写真、カタログ等）の提出は不要となります。また、当該仕入書等の輸出関係書類の「写し」の提出も不要となります。
- 輸入時：上記 4. (1) 及び (2)（輸出された貨物の許可書又はこれに代わる税関の証明書及び契約書等）について、輸入申告時にこれらの写しを提出することが可能です。上記 4. (4)（確認申告書）について、輸入申告時にその提示が不要となります。

(注) 当該簡素な手続の利用に当たっては、輸出者は確認申告書又はそれに相当する書類を適切に管理し、税関が必要とする場合には、当該書類の提示や説明を行うこととなります。

※詳細については、各税関の減免税担当までお問合せください。

11

5. 電子帳簿等保存制度の見直し

現状

- 輸出入の実務は、NACCSによる申告等、大部分が電子的に行われている。
- 貨物を業として輸出入する者は、関税関係帳簿書類を保存する義務がある。電子的保存も可能であるが、所定の要件を満たした上で承認を受ける必要があり、電子帳簿等の利用は限られている。
- 令和3年度税制改正においては、内国税の電子帳簿等保存制度について、(1)電子帳簿等保存制度に係る手続の簡素化、(2)スキャナ保存制度の要件緩和及び不正行為に係る担保措置の創設、(3)電子取引に係るデータ保存制度の要件の見直し等が行われることとなっている。

改正内容

- 関税においても、関税関係帳簿書類の電子的保存に係る負担の軽減を図るとともに、円滑な事後調査のための適切な保存を推進する観点から、内国税の見直しと同様の改正を行う。

(参考) 主要改正事項

(1) 電子帳簿等保存制度に係る手続の簡素化

- ・事前承認制度を廃止
- ・現行の要件(訂正等の履歴・検索機能の確保、モニター・説明書等の備付け)を満たして電子保存し、その旨を届け出た者について、その電子帳簿に関連して過少申告があった場合には、過少申告加算税の税率を5%軽減。(※関税関係書類との関係が明らかなるものを対象。その過少申告加算税に係る修正申告・更正に重加算税が含まれる場合には軽減しない。)
- ・現行の要件のうち、モニター・説明書等の備付けのみ満たす電子帳簿についても、関税関係法令により職務を執行するために必要な範囲で行使する質問検査権に基づくデータのダウンロードの求めに応じることを要件に、電子データのまま保存することを可能とする。

(2) スキャナ保存制度の要件緩和及び不正行為に係る担保措置の創設

- ・事前承認制度を廃止
- ・スキャナ保存のための要件緩和(紙の原本とスキャナ画像との同一性チェックの不要化等)
- ・電子データに関連して改ざん等の不正が把握されたときは、重加算税の税率を10%加重(電子取引も同様)

(3) 電子取引に係るデータ保存制度の要件の見直し

- ・保存されたデータに係る検索要件の緩和(検索項目の一部不要化)

12

6. HS品目表の2022年改正について

HS品目表の概要

- 我が国の現行の関税率表(関税定率法及び関税暫定措置法の別表)は、世界税関機構(WCO)において採択されたHS条約附属書の品目表(HS品目表)に基づいて作成されている。

(参考) HS条約: 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約

(International Convention on the Harmonized Commodity Description and Coding System)

HS条約の締約国は、自国の関税率表及び統計品目表をHS品目表に適合させる義務がある。

- HS品目表は、技術革新による新規商品の登場、国際貿易の態様の変化等に対応するため、概ね5年毎に改正しており、我が国においては、HS品目表の改正に応じて、関税率表を改正。

改正内容

- HS品目表の改正案が2020年(令和2年)1月に締約国に受諾され、2022年(令和4年)1月1日より適用されるため、HS品目表の改正に従って、関税率表を改正

(参考) HS2022主要改正項目

- ✓ 新規商品の分類明確化: 加熱式たばこ、電子たばこ等
- ✓ 社会的要請(環境関連): 電気電子機器のくず
- ✓ 社会的要請(食料安全保障): 食用の昆虫類及びその調製品
- ✓ テロ対策(軍民両用物品): 暗視カメラ、ドローン等

13

(参考)HS2022における改正品目の例

新規商品の分類明確化

- 現在、各項の「その他のもの」に分類されている加熱式たばこや電子たばこ、その他のニコチン製品の登場を考慮。項を新設し、分類を明確化。

例)加熱式たばこ及びニコチン製品



加熱式たばこ



ニコチンパッチ

○現行(HS2017)
加熱式たばこは、パイプたばこなどを含む第24.03項、ニコチンパッチは化学品などを含む第38.24項、それぞれの「その他のもの」に分類。

○HS2022
加熱式たばこ等は、第24類「たばこ及び製造たばこ代用品」の中に新設の第24.04項にまとめられる。

社会的要請
(食料安全保障)

- 世界的な昆虫食への需要の高まりを背景に、食用の動物性生産品や調製食料品に昆虫のものが含まれるよう、項・号を新設、変更。

例)食用昆虫



乾燥したもの(イナゴ)

○現行(HS2017)
昆虫類の乾燥したものは、第04.10項「食用の動物生産品」の「その他のもの」に分類。

○HS2022
昆虫類の乾燥したものは、第04.10項に新設される「昆虫類」の号に分類される。

テロ対策

- 戦略物資と見なされる特定物品(軍民両用物品)のモニタリングを容易にし、テロ対策にも有用であるため、項・号を新設。

例)無人航空機(ドローン)



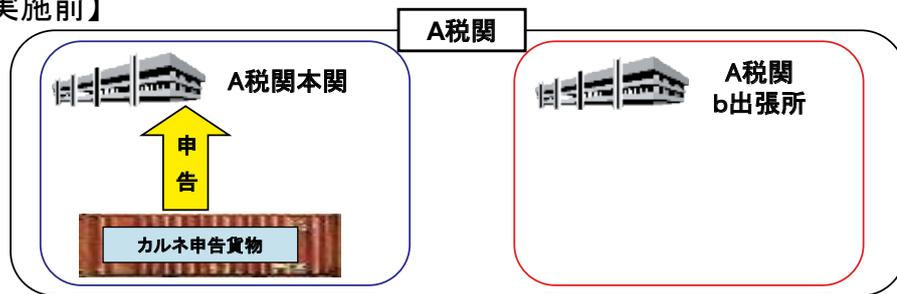
○現行(HS2017)
主たる機能に基づき分類される。例えば、第85.25項「デジタルカメラ」や第88.02項「ヘリコプター」に分類。

○HS2022
装備品等の機能によらず、新設の第88.06項「無人航空機」に分類される。

カルネ申告に係る申告官署の弾力化について

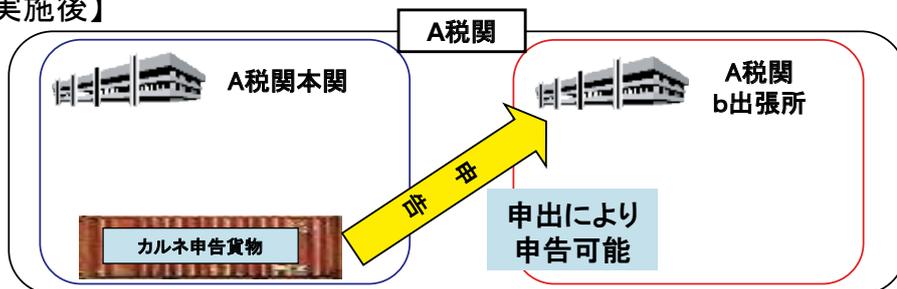
令和3年4月から、認定通関業者並びに自社通関を行う特例輸入者及び特定輸出者は、営業所毎に、税関が定める対象官署の管轄区域内に蔵置されている貨物であって、カルネにより一時的に輸出又は輸入がされるものについて、その対象官署の中からその貨物の輸出入申告（カルネ申告）を行う税関官署（申告官署）を選択し、あらかじめ税関に申し出ることにより、その申告官署にカルネ申告を行うことができるようになります。

【実施前】



蔵置官署に対してのみカルネ申告が可能

【実施後】



対象官署の中からカルネ申告を行う税関官署を選択して事前に申し出ることにより、蔵置官署以外の税関官署への申告が可能。蔵置官署を管轄する税関と異なる税関の対象官署を申告官署として選択することはできない。

Q 1. 対象官署はどこですか。

A 1. 対象官署は以下の税関官署です。

税関	税関官署
東京	本関及び大井出張所
横浜	本関、大黒埠頭出張所及び本牧埠頭出張所
神戸	本関、六甲アイランド出張所及びポートアイランド出張所
大阪	本関及び南港出張所
名古屋	本関、南部出張所及び西部出張所
門司	本関及び田野浦出張所

Q 2. 対象となる貨物はどのような貨物ですか。

A 2. 対象官署の管轄区域内に蔵置されている輸出又は輸入がされる貨物のうち、カルネ申告がされるものです。

ただし、ワシントン条約対象貨物（輸入貨物に限る。）その他税関長が取締り上支障があると認める貨物は、対象外です。

Q 3. A税関の管轄区域内に蔵置される貨物について、B税関の対象官署を申告官署として申し出ることができますか。

A 3. 貨物の蔵置場所を管轄する税関と異なる税関の対象官署を申告官署として申し出ることはできません。カルネ申告がされる貨物がA 1. の税関官署欄に掲げるいずれかの税関官署に蔵置されている場合に、同欄に掲げる当該税関官署以外の税関官署を申告官署として申し出ることが可能となります。

Q 4. 開庁時間外における取扱いに変更はありますか。

A 4. 開庁時間外の手扱いは、従来どおりです。

Q 5. この弾力化を利用するためには、どのような手続が必要ですか。

A 5. この弾力化を利用しようとするときは、カルネ申告に係る貨物の蔵置場所を管轄する税関の本関に対し、カルネ申告をする前に、その税関の対象官署の中からカルネ申告をしようとする税関官署（申告官署）の申出を行ってください。この申出は、カルネ申告を行う営業所・事業所等ごとに税関に申し出ていただく必要があります。申出の期限は設けないこととしておりますが、円滑な手続を行うために、カルネ申告を行うまでの期間に十分余裕をもって申出を行うようお願いいたします。

この申出により、申出に係る営業所・事業所等が取り扱うカルネ申告の申告先官署は、変更又は取止めの申出を行うまでの間、選択した官署に限られますのでご注意ください。

Q 6. 申出をした申告官署を変更するためには、どのような手続が必要ですか。

A 6. 申告官署の変更をしようとするときは、申告官署に係る申出を行った税関の本関に対し、あらかじめその旨を申し出てください。

Q 7. 弾力化の利用をやめるためには、どのような手続が必要ですか。

A 7. 弾力化の利用をやめようとするときは、申告官署に係る申出を行った税関の本関に対し、あらかじめその旨を申し出てください。

Q 8. 認定通関業者の認定や特例輸入者・特定輸出者の承認が失効した場合には、カルネ申告に係る申告官署の弾力化を利用することができなくなるのですか。

A 8. 認定通関業者の認定又は特例輸入者及び特定輸出者の承認が失効した場合は、認定又は承認が失効した日からこの弾力化を利用することができなくなります。

Q 9. 検査や貨物確認を行う税関官署も選択できますか。

A 9. カルネ申告に係る貨物の検査は、蔵置官署が行います。

カルネ申告に係る貨物の貨物確認についても、原則として蔵置官署が行いますが、当該貨物を申告官署に持ち込んで貨物確認を受けることを希望される場合であって、当該申告官署が取締り上支障がないと認めるときは、当該申告官署で貨物確認を受けることができますので、希望される場合には、利用の申出書の提出の際に、併せて申し出てください。また、申出後に貨物確認を行う税関官署の変更又は取止め（蔵置官署での貨物確認の実施）をする場合には、申告官署に係る申出を行った税関の本関に対し、あらかじめその旨を申し出てください。

Q10. カルネ申告に係る申告官署の弾力化の問い合わせ先はどこですか。

A10. 各税関の下記の担当までお問い合わせ下さい。

- ・ 函館税関業務部認定事業者管理官 電話 : 0 1 3 8 - 4 0 - 4 2 5 4
- ・ 東京税関業務部通関総括第 1 部門 電話 : 0 3 - 3 5 9 9 - 6 3 3 7
 総括認定事業者管理官 電話 : 0 3 - 3 5 9 9 - 6 3 4 3
- ・ 横浜税関業務部通関総括第 1 部門 電話 : 0 4 5 - 2 1 2 - 6 1 5 0
- ・ 名古屋税関業務部通関総括第 1 部門 電話 : 0 5 2 - 6 5 4 - 4 0 8 4
- ・ 大阪税関業務部通関総括第 1 部門 電話 : 0 6 - 6 5 7 6 - 3 3 1 3
 認定事業者管理官 電話 : 0 6 - 6 5 7 6 - 3 3 9 1
- ・ 神戸税関業務部通関総括第 1 部門 電話 : 0 7 8 - 3 3 3 - 3 0 8 6
- ・ 門司税関業務部通関総括第 1 部門 電話 : 0 5 0 - 3 5 3 0 - 8 3 6 7
- ・ 長崎税関業務部通関総括第 1 部門 電話 : 0 9 5 - 8 2 8 - 8 6 6 5
- ・ 沖縄地区税関通関総括第 1 部門 電話 : 0 9 8 - 8 6 6 - 9 2 9 1

「神戸税関シンポジウム」の開催

4月20日の午後、リモートにて「神戸税関シンポジウム」が開催されました。これは、昨今のグローバルな電子取引の興隆やAI、IoTなどの最先端技術を背景とした国際物流の進化が、ポストコロナにおける国際競争力の維持・強化の方策や税関の在り方についてどのような影響があるかを考えることを目的としたものです。

冒頭、日通総合研究所の田阪幹雄 講師による「Society5.0時代の国際物流～ポストコロナへの対応とは～」と題する基調講演が行われ、新型コロナウイルスの世界的感染拡大が国際物流に与えた影響、ポストコロナ時代のグローバルロジスティクスの展望、並びに、ロジスティクスの進化に向けて目指すべき進路について、世界の例を示しつつ分かりやすく説明されました。

その後、佐藤神戸税関長がモデレーターを務め、(一社)日本通関業連合会の岡藤会長((株)阪急阪神エクスプレス 代表取締役会長)を含む5名が参加するパネルディスカッションが行われました。

パネルディスカッションの第1のテーマは「ポストコロナにおける国際的なサプライチェーンの変化」であり、各パネリストから情報共有が行われ、物流業界からは、労働集約型の職場であるが、今後、AIやIoTを活用した効率化、自動搬入、自動仕分け、RPA等による自動化、AI-OCRやRFIDタグの活用による省力化が課題であるとの意見が出され、コロナがこれらの進展を加速させるとの見方も示されました。また、ブロックチェーン技術を用いたプラットフォームの1つとして「トレードワルツ」の紹介もありました。

次に第2のテーマである「日本企業が国際競争力を高めるための課題」に対しては、第1に規制緩和が必須、加えて、NACCSとサイバーポート等の貿易プラットフォームとの連携も重要であるとの意見でした。一方、中国や欧米との比較において日本の港湾のDXは相当遅れており、標準化も各顧客に応じたカスタマイゼーションであり、業界標準を目指す水平方向のコラボレーションができていないとの指摘がありました。この様な中、日本が活路を見出す可能性があるのは、政府が推し進めるカーボンニュートラルにおいて、港湾物流分野での環境の差別化により世界から評価を得ることではないかとの意見も出されました。

最後のテーマである「税関行政に対する提言」において岡藤会長からは、エッセンシャルワーカーとして活躍している多くの通関士のため、

- ・通関業の在宅勤務について恒常的な規制緩和
- ・通関士の専門を高めコンサル能力を向上させるためのキャパシティビルディングの支援

をお願いしたいとの発言がありました。他のパネラーからは、日本の通関手続きには時間がかかっており、米国の輸出の届出制、輸入は米国到着貨物の95%がリリース可能となっている仕組みも参考とすべきとの意見、各プラットフォームの連携と税関の事後調査の効率化等への提言、FTAの相互承認に対する期待、標準化のためコールドチェーンのISO化に取り組んでいることの紹介などがありました。

【神戸通関業会寄稿】



(上段左から) 佐藤神戸税関長、岡藤日本通関業連合会会長、田阪日通総研リサーチフェロー
(下段左から) 森流通科学大学名誉教授、小島トレードワルツ社長、田中シスメックスSCM本部長

WCO奨学生に対する JCBA北村総務部長による 特別講義の実施について

～2021年4月14日（水） 於 政策研究大学院大学～

政策研究大学院大学教授 小部 春美

【WCO奨学生について】

政策研究大学院大学（GRIPS）では、2000年以来、毎年、日本政府が世界税関機構（WCO）に拠出した基金から奨学金を得た留学生等が、公共財政プログラム税関コース（修士課程）で学んでいます。留学生は、途上国税関に勤務する若手の実務家で、留学終了後は出身国税関に戻って活躍することが期待されています。税関コースの履修課程では、税関実務領域に関する事項が必修課程の過半を占めており、税関行政に関連する国際条約、WCOの諸政策

と併せて、我が国の税関の最新の実務や政策展開等について、財務省（関税局・税関研修所・税関）の全面的な協力を得つつ、教育を実施しています。

2020年度は、アフリカ6カ国（ボツワナ、ケニア、マラウィ、モーリシャス、ナミビア、シェラレオネ）、アジア3カ国（バングラデシュ、モルジブ、スリランカ）及びアゼルバイジャンからの留学生が昨年10月迄に来日、学位所得を目指して勉強を続けています。

【特別講義の狙い】

学生の出身国・税関は、地理的状況や国情が異なり、税関の制度、政策課題等も一様ではありませんが、全員が正しい知識に基づき、実践的な課題解決能力を身につけられるよう、学生それぞれの問題意識や実情の把握に努め、実務領域全体として連携し、内容を工夫しつつ教育に当たっています。

留学生の出身税関の中には、専ら短期的な税収確保に関心の強い運営が行われている様子が見られる組織もあり、そのような問題意識から調査手法

等を学びたいという希望もあります。また「貿易円滑化は税関以外の当局によって妨げられているため、税関に文句を言われてもどうすることも出来ない」、「社会悪取締等は、自国税関の権限外なので日本とは前提が異なる」、「先進国にとって、税収確保はあまり重要ではないかもしれないが、途上国にとっては税収確保こそ組織の至上命題」といった本音を聞くこともあります。

他方、我が国の国際貿易の歴史を顧みると、貿易



量の増大及びそれを可能とした貿易円滑化により経済成長が支えられ、歳入増加に繋がった面があること、貿易円滑化は税関のみならず、様々な貿易関係者の御協力によって実現しているものであることは論を待ちません。

実際、19世紀の所謂「開国」の頃から、近代貿易の生い立ちと関連して通関業の起源を探ることができ、その後、通関業・通関士の前身である税関貨物取扱人制度へと繋がったとされている他（「通関業の歴史」安藤平著 1978年 日本通関業連合会）、貿易関係者との適切な信頼関係構築により、自発的なコンプライアンス水準の向上を図ることの

重要性については、WCOも指摘しているところです。また、我が国に関しても、歳入徴収機関としての税関の存在感は、歴史的に見て、消費税導入後に着実に高まっているとの指摘もあります（「消費税は本当に景気悪化の元凶だったのか」米澤潤一元関税局長 貿易と関税2021年4月号）。

さらに、世界的に自由貿易地域・経済連携協定の締結が進み、様々な分野でグローバル・サプライチェーンが構築されている環境下、通関や国境手続の所要時間は国際的に比較されるようになっており、国境でのロジスティックスの質が相対的に低いと判断されることは、従来以上に、深刻な成長制約要因になるおそれがある時代になっています。

担当講義では、こういった事実を指摘しつつ、歳入増加の観点からも貿易円滑化に取り組む必要があること、税関手続は重要な投資環境の要素であること、データに基づく政策形成の重要性や実例、我が国貿易関係者が関係国の貿易円滑化に関して期待している実態等を説明しています。併せて我が国におけるNACCS開発等を巡る民間セクターとの協力の歴史等、税関単独ではない様々な「協力」関係構築の重要性、貿易円滑化を支える通関業・通関士の存在についても講義を行っています。その上で、我が国の通関業界について、より具体的かつ詳細な説明を当事者の視点からいただくため、講師派遣をお願いしました。

【4月14日の特別講義】

前年に引き続き、日本通関業連合会には講師派遣を御快諾いただき、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。同会北村総務部長には、「我が国に

おける通関業者及び通関士の現状（貿易円滑化への役割及び税関との協力関係を中心として）」の演題で特別講義（英語）を実施していただきました。講

義当日は、GRIPSでの感染防止対策に従い、講師にはマスク着用での講義をお願いし、御不自由をおかけしましたが、お陰をもちまして学生にとって貿易円滑化を巡る民間セクターの重要性及び関係構築の意義を学ぶ貴重な機会となりました。

留学生の出身国の中には通関業が存在しない国もありますが、学生は熱心に聴講し、質疑応答も活発に行われました。終了後に感想を聞いてみると、民間セクターとの協力の重要性が良く理解できたとし

つつ、信頼に基づく関係構築の難しさなどについて、自国における道程の長さを思う声も聞かれました。それらの感想は、我が国における通関業の意義・役割を正しく理解してくれたことの証であるとも感じられました。

我が国税関分野における技術協力に御理解、御協力をいただきましたことに重ねて御礼申し上げますとともに、最後になりましたが、貴連合会及び各地区通関業会の益々の御発展をお祈りいたします。



「シゴトビト…通関士」

読売中高生新聞

毎週金曜日発行の「読売新聞・中高生新聞」（発行部数は全国で約9万部）に「シゴトビト」という紙面があります。この紙面の読者は中学生・高校生で、将来の仕事選びの参考とする記事を掲載しており、過去には、海上保安官の特集記事などが掲載されております。

今回、令和3年1月29日発行の同紙に「シゴトビト：通関士特集」に東京通関業会通関士部会委員・女性分科会鈴木委員の記事が掲載されました。

昨年11月中旬、東京通関業会に読売新聞社から取材申し込みがありました。「通関士というネーミングは中高生なじみが薄い国家資格であり、初めて聞く職業でもある。中高生に分かりやすく、仕事選びの参考となる内容を身近な年代の方で実際に活躍している通関士の仕事ぶりを取材したい。」とのこ

とでした。読売新聞の記者の方とは、人選から通関士に仕事内容まできめ細かく打合せを行いました。取材に応じていただいたのは、通関営業所の責任者として実際に通関士の仕事をしている「鈴木みのり」委員にさせていただくことになりました。取材際、関税法等法律用語が数多く出てくるため、読売新聞の記者も相当勉強をし、頭に詰め込んで実施の取材に来訪されました（シゴトビト事前調査票・PP7ページの質問内容及び追加質問8項目があり、どのように中高生に分かりやすい記事にするか、質問への回答内容については、当会通関士部会委員の意見も参考にしながら準備を進めました）。

過去のシゴトビトの取材風景写真は、その者の職場が多くありましたが、今回は、鈴木さんの意向で「東京港のコンテナ船の前」での取材写真を撮っていただきました。その後、東京通関業会事務局で約3時間に亘り取材が行われました。

最終的には、中高生にも興味を持てるような記事になったと思います。

鈴木様には、通関士の全国的知名度向上に、中高生及び教育関係者への認知度アップ等に多大な貢献をしていただきました。鈴木様並びに通関士部会委員の皆様対応有難うございました。

【東京通関業会 寄稿】



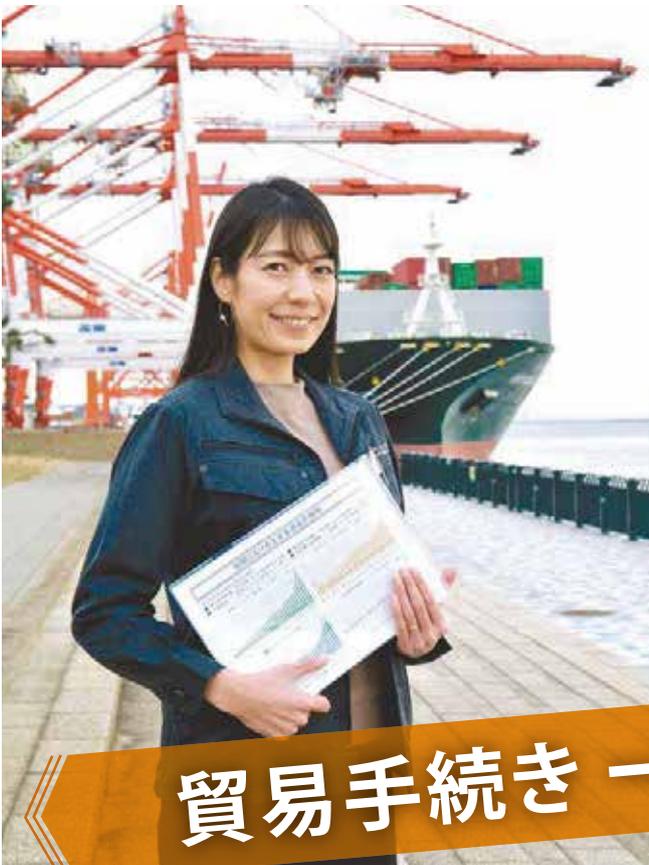
記者の取材撮影風景を後ろからパチリコンテナ船の荷役状況をバックに一枚。マスク着用、手には、「必須アイテムのタリフ」これは、練習でした。本番の写真は、記事に載っていますとおり顔見せで手には資料を持っています。

シゴトビト

通関士

旭ロジスティクス株式会社
東京支店長

鈴木みのりさん(37歳)



関税の計算も

日本は、よく「貿易立国」といわれるが、その最前線で働くスペシャリストが通関士だ。海外から商品を輸入したり、逆に輸出したりするには、「通関」という手続きを行い、国から許可を得る必要がある。その手続きを貿易業者に代わって一手に引き受ける。

鈴木さんが主に担当するのは輸入手続き。まずは国内に持ち込みたい商品の内容や数量、金額などを「税関」という国の役所に申告する書類を作る。あとから厳しいチェックを受けることになるので、貿易業者としっかりコミュニケーションをとりながら、慎重に作業を進める。

輸入品には「関税」という特別な税金がかかるため、その計算も行う。海外の安い商品が流入しすぎて、国内の産業を圧迫することがないように徴収されている税金だ。ただ、そのルールはかなり複雑で、商品や素材、相手国などによって細かく決められている。計算を間違えると、貿易

業者に損失を与える可能性があるため、ミスは許されない。

また、輸入品の安全性のチェックも大切な仕事だ。たとえば、赤ちゃんのおもちゃ。口に入れてしまうケースも考え、貿易業者には素材や塗料などに害がないことを示す書類をそろえてもらう。安全性が証明できなければ、自ら専門機関に検査を手配することもあるという。

鈴木さんは「貿易の最前線にいたいことを実感できるのが、この仕事の魅力。自分で手続きした商品が、お店に並んでいるのを見ると、本当にうれしくなります」と話す。

鈴木さんの1日

- 9:00 出社
- 9:30 前日にチェックした貨物の申告書類を税関に提出
税関からの問い合わせに対応
- 12:00 昼食
- 13:00 税関の貨物検査に立ち会い
翌日、税関に申告する別の貨物の書類チェック
- 18:30 退社

貿易手続き 一手に

撮影・石井一秋

通関士になるには

通関士の国家試験をパスすることが最低条件。その後、通関業務を行う会社に就職して実務経験を積み、会社に認められて、国に登録してもらおうと、晴れて通関士になれる。国家試験は年齢に関係なく誰でも受けられるが、2020年度の合格率は16・9%という狭き門だ。



MESSAGE



- 1983年 埼玉県浦和市で生まれる
- 2002年 埼玉県立坂戸高校卒業
トラベルジャーナル旅行専門学校
(現・ホスピタリティ ツーリズム専門学校)のエアポート・カーゴ科入学
通関士試験に合格
- 2004年 エイジエススカイサポート(現・JAL グランドサポート東京)に入社
- 2005年 スカイマークに転職
- 2012年 旭ロジスティクス入社
- 2013年 通関士登録
- 2018年 東京支店長に就任

海外情勢に詳しく

鈴木さんは小さい頃、空港に着陸した飛行機を駐機場に誘導する「マーシャラー」に憧れていた。大きな飛行機を正確に導く姿がかっこよく見えたという。専門学校で知識や技術を学んでマーシャラーの仕事に就き、夢をかなえた。

ただ、マーシャラーは体力勝負の仕事だったため、7年ほど勤めたのちに、専門学校で資格を取っていた通関士への転身を決意。法令の知識などを一から勉強し直し、空港で働いてきた経験なども猛アピールして、今の会社で就職できた。鈴木さんは「通関士は海外の情勢や国際商取引への知識も深まります。体力面で男性に劣る女性でも長く続けられるので、特に女性にオススメです」と教えてくれた。

法令の知識

税関への手続きや関税についての法令を熟知していないと仕事にならない。違法な商品を輸出入させない意識も欠かせない。



正確性

税関から書類の訂正を求められると、手続きに余計な時間がかかる。手続きを急ぐ業者も多いため、正確で素早い仕事が求められる。



見極める目

同じ輸入品でも、材質が少し違うだけで関税などが大きく変わってくるケースも。様々な角度から商品を吟味して見極める目が必要だ。



マストアイテム

税率調べる「辞書」

輸入しようとする商品の関税率を確認するのに欠かせないもの。辞書のように1冊にまとまっていて、素材や使用目的などによって振られた分類番号から税率を調べることができる。毎日開くので、ボロボロになったページも。輸出版も別にある。



私の失敗談

同じ「\$」でも…

駆け出しの頃、プラスチックボトルの輸入手続きを担当した。依頼主の書類にはボトルの金額の通貨は「\$」と書かれていた。アメリカドルだと思っていたが、先輩通関士の指摘で確認すると、香港ドルだった。当時の価値はアメリカドルの8分の1だったので、とんでもないミスを犯すところだった。それ以来、勝手な思い込みだけはしないよう肝に銘じている。

「2021年1月29日 読売中高生新聞」(読売新聞社知的財産転載許諾取得済)

桜木町駅と新港ふ頭を結ぶ ロープウェイからの散策

現在、コロナ禍で散策も儘ならぬ状況ですが、そんな中、横浜だよりの3年前にはなかったロープウェイからの気ままな散策をご紹介します。

この散策において以前、桜木町駅から新港地区へ徒歩での散策をご紹介いたしました。

今回は、その桜木町駅（広場）から新たに新港地区の運河パークとを結ぶロープウェイ(YOKOHAMA AIR CABIN) が2021年4月22日から運行が開始されることで、横浜みなとみらい21地区を一段高いところから景色を楽しんでいただけるコースをご紹介します。

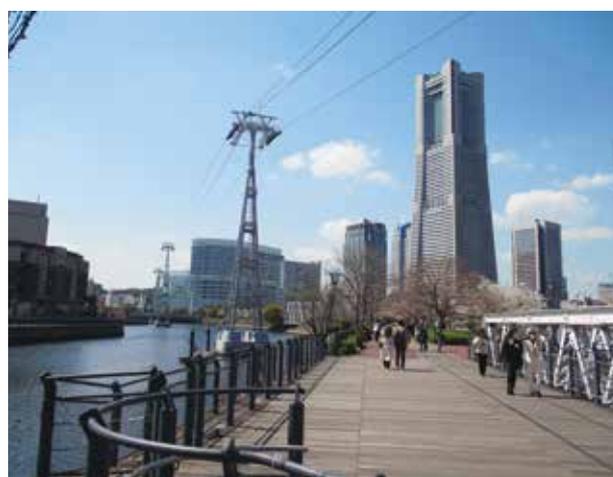


桜木町駅広場運行開始前のロープウェイ乗り場

このロープウェイは、2017年に横浜市が、臨海部の「まちを楽しむ多彩な交通の充実」施策の一環として“観光振興と賑わいの街づくり”を目的として応募受付し事業化されたもので、全長1,260m（片道630m）、最高高さ約40m、各ゴンドラの定員数8名、ゴンドラ数36基、所要時間は片道約5分程度（AM10～PM10）で運営されます。

因みに運賃は大人1,000円、子供500円と「高い」と感じると思われますが、この地区の夜景はテレビドラマにもよく登場するなど大変美しいことで知られているので、人によって誰と利用するかによってはプラスの思い出となるかも知れません。

また、ロープウェイからの景色は、横浜ランドマークタワー、帆船日本丸、クイーンズスクエア横浜、よこはまコスモワールドなどを左手に眺めながら「自動車」の上を通り、運河パークへと繋がります。



自動車の上を通るロープウェイ



運河パーク降り場

運河パークには、以前にも紹介しました金づちに似た形状の「ハンマーヘッドクレーン」と3年前にはなかった「新港ふ頭客船ターミナル」や「カップヌードルミュージアム」、赤レンガ倉庫などの施設が並びます。

さらに、赤レンガ倉庫脇からの「開港の道」(山下臨港線プロムナード)を進み山下公園へ。公園脇の山下ふ頭には、現在「機動戦士ガンダム40周年プロジェクト」の一環として実物大の動くガンダム(18m)が2022年3月末まで展示設置されています。

そこから先は、横浜みなとみらい21地区の全体を、さらに、これまで見てきた景色を海側からの遊覧船(横浜港内クルーズ)や山下公園前にある横浜マリンタワーの展望台(94m)から楽しむのも一考でしょう。(なお、横浜マリンタワーは2022年3月まで改修工事中)



新港ふ頭客船ターミナルとハンマーヘッドクレーン

また、もう少し足を延ばして港の見える丘公園・外人墓地・元町や横浜中華街方面へと気ままな散策を楽しんで見るのも如何でしょうか。

(横浜通関業会)



機動戦士ガンダム



いいことかかく

通関業界で働く人のためのネットワーク



快挙 全国女性通関士会議から10年の成果

各地区通関業会には通関士部会があります。平たく言うと、通関士部会とは会員店社から集まった通関士による通関士のための活動を主とする組織であります。

さてこの度、函館通関士部会に女性部会長が誕生しました。

これは全国初の快挙と言えます。

ダイバーシティ推進の観点からも大きな一歩ですので、全国の皆さんと共有させていただくために、柳川専務理事（函館通関業会）のご報告と田畑部会長へのインタビューをご紹介します。



函館通関業会柳川専務理事からのご報告

女性通関士部会長誕生 一函館通関業会一



函館通関業会の第45回通関士部会定時総会が、函館市「フォーポイントバイシェルトン函館」で4月22日に開催され、通関士部会長を退任

した「板谷 勉氏」の後任に「田畑 馨氏」が役員会で選出され、定時総会において満場一致で承認を受け通関士部会長に就任しました。

女性の通関士部会長就任は通関士部会45年の歴史で初めてであり、全国の通関士部会でも初めてと

なります。

通関業会における女性活躍推進への取組みは、連合会が平成22年2月に開催した「全国女性通関士会議」が初めてですが、田畑氏は、この第1回会議に出席し、平成23年に函館通関業会通関士部会役員に就任以降、積極的に通関士部会の運営に携わってきています。

特に、女性通関士の活躍推進に積極的に取り組み、全国に先駆けて通関士部会の下部組織として女性通関士委員会を発足させる原動力となってきました。

函館通関業会会員の女性通関士の大半が所属する同委員会において、各種会議はもとより日本の面積の3分の1を占める広大な地域に散在する女性通関士の意見集約を図るため、通関士部会女性通関士委員会会議を既に5回開催していますが、同会議の企

画立案にも積極的に参画されています。

この会議は、全国の女性通関士との交流を図るべく各通関業会の女性通関士にも案内をすることにより、全国の女性通関士との交流をも兼ねた会議となっており好評を得ています。

また、女性通関士が自社以外の仲間と交流する機会が少なかったものが、この活動により函館通関業会管内の女性通関士ネットワークが伸展し、女性通関士を取り巻く各種問題等が個人レベルから業会レベルへと共有されることとなりました

田畑氏は、このように通関士部会幹事として、女性通関士活躍推進に積極的に取り組み、通関士としての知識、人望、及び十分なリーダーシップを持ち合わせているかたです。今後の益々のご活躍を祈念するものです。

日々是好日

インタビュー
しました!!!

◆◆◆ 部会長 田畑 馨 様 (株式会社栗林商会) ◆◆◆



(連合会) 通関士部会長へのご就任おめでとうございます。ご就任当日は、連合会では令和3年度第1回理事会の日でした。理事会の冒頭では、岡藤連合会会長からも紹介されまし

た。今日は、就任した率直なお気持ちや今後のお考えなどざっくばらんにお聞かせいただければと思います。



(田畑部会長) この度は、祝電を頂戴し心より御礼申し上げます。

こんなに立派な祝電は初めてです。

お心使い感謝いたします。

板谷前部会長の後任には、本来ですと現役バリバリの若い方になっていただきたと思って

おりました。それは、男女にかかわらずです。

昨年11月に開催いたしました北海道・東北合同ブロック研修会の際に新部会長は女性でもよいのでは?という話をさせていただきました。

私自身の中では、男性or女性という区別はそろそろなくても良いと思っております。

女性通関士委員会が発足し、皆さんといろいろ話し合っていくうちに女性ならではのバイタリティを再発見し、いろんな可能性も見えてきました。

(連合会) 「男性or女性という区別はそろそろなくても良い」という部分についてなのですが、確かに田畑様にとっては、そのように感じる機会が多いのだと思います。ただ通関業界全般、日本の産業界全体としては、まだまだです。

最新の「ジェンダー・ギャップ指数2021」

では、日本は156カ国中120位と前回（121位）並みにとどまり、主要7カ国（G7）では最下位でした。これは個人的にはだいふ変わったと思う実感を持つ方にとっては違和感があるのかもしれませんが、日本が取り組んでいる以上に世界の取組が大きく、日本は世界の歩幅に合っていないせいではないかと思います。

（田畑部会長） 確かに、そう思います。実は、最初に「いいことかかく」で特集いただけると聞いた時に、大変光栄なことですが、私と致しましては新部会長がたまたま女性というだけで大変申し訳なく恐縮してしまいました。でも新部会長が、たまたま女性と言いついて聞かせていたのは自分だけかもしれない、もう少し自然体でいいのかもしれないと思い直しました。

（連合会） ありがとうございます。それでは自然体になっていただいたところで、お話をお伺いしたいと思います。内容はお任せしますので、田畑さんのヒストリーをお聞かせください。

（田畑部会長）

●自己紹介

私が栗林商會に勤務することになったのには、紆余曲折ありました。ご縁であるものだなというのが、今になって思うことです。

と言うのも大学を卒業した時点では教師になる夢を諦めきれずに、今で言う就職浪人みたいなことをしていました。ちょうど父親が北海道に転勤することになり、家族で宮城から北海道に引っ越したのが、一つ目の転機でした。北海道では、ハローワーク（当時は職安）に通い、担当者と同様になり、ハローワークでアルバイトをさせてもらうことになりました。

そしてハローワークでアルバイトをするうちに、たまたま栗林商會の募集があり、受けてみ

ることになりました。本心は、まだ教師の夢は持っていましたが、「いい会社だよ」という周りの言葉がなぜか耳に残りました。

●キャリアを振り返って

教育実習で自分のことを「先生、先生」と慕ってくれた生徒の音がずっと忘れられないまま栗林商會での仕事がスタートしたのですが、職場では「はなちゃん、はなちゃん」と親しみを込めてかわいがってもらい、いつの間にか名前は「かおる」なのに「はなちゃん」と呼ばれる心地よさを感じるようになっていました。といっても仕事はハードで、入社したての新人でも残業がありました。

でも当時の話なので今とは違いますが、残業が終わったらそのままお酒を飲んだりして、職場の同僚、上司がフルにかまってくれたのが、懐かしい思い出です。

●営業職と通関士資格

肥料のデリバリを担当したのがキャリアのスタートで、営業部門でした。（現在も）

そのうちに通関のアシスタントのような業務も増える中で、社内で通関士受験のチャンスがありました。受験することは、私の希望でした。合格してからは、アシスタントとして指示を受けていた時よりも仕事の幅が広がりました。

●ダイバーシティ推進

通関士の資格をとった後、昇進は早まり管理職にもなりました。

もともと管理職志望が強かったわけではありませんが、管理職になることができて良かったです。管理職になれば責任は重くなるので昇進を消極的にとらえる方もいますが、自分にとっては良いことの方が大きかったというのが実感です。組織で発言力、発信力を持つには大きい

会社ほどに管理職になる必要があります。

ぜひ、チャンスがある方はチャレンジしてほしいです。

●セクハラ、パワハラ

自分自身はどちらも受けた経験はありませんが、パワハラは特に当事者にならないよう気を付けないといけないと思っています。

●これからの抱負とメッセージ

部会長就任の話をいただいた時、自分でいいのか自問自答しました。

決心した決め手は、年齢を重ねると良くも悪くも落ち着いてしまいます。何か新しいことに挑戦したいと思っても余程、自分が積極的にならないと行動できないと気付いたからです。

今回、自分で新しいことに挑戦したい、積極的になろう！と思ったのが、決め手となりました。前部会長の板谷さんの姿を追うだけでなく、自分なりの部会長の役割をイメージして取り組みたいと思っています。特に、通関業界・通関士の認知度向上は、業界の活性化のためにも積

極的に活動したいと思います。

(連合会) ご経歴、思い、メッセージと盛りだくさんのお話をありがとうございました。

田畑さんの言葉には、いくつもの「意思」が見えました。

物事が進み、好転していく決定的な要因には、「意思」の働きが大きいように感じました。

これまでにお話を伺ってきた社会で活躍されている方の共通点には、男女問わず「自分は人に恵まれていた」と感想を持つ方が多い気がしています。それは、ご自身が良い出会いやきっかけを大切にしてきたということなのだろうと思います。今回、田畑さんからも同様な印象を受けました。

この度は、有意義なお話をありがとうございました。

どうぞますますのご活躍を祈念しております。



(中央) 田畑部会長 (右) 柳川(函館)専務理事

2021 年度<前期>

通関士 専門研修・受講案内

(一社)日本通関業連合会

2021 年度<前期> 通関士専門研修は オンラインにて開催します。

ZOOM を利用したオンライン研修（ライブ配信）により、密度の高い研修を目指します。

受講者用テキストは、実務経験豊富な講師陣により執筆され、実務書としても役立つテキストです。

-  **開催期間** : 2021 年 6 月 15 日 (火) ~ 7 月 6 日 (火)
-  **研修時間** : 13 時 30 分~16 時 30 分
-  **講義内容** : 別紙「一講義内容」をご確認ください。

募集対象		受講料
(1)	通関業会会員企業の通関士、通関士経験者（通関士試験合格者を含む）及び 10 年程度以上の通関業務の経験を有する従業者	1 科目 5,500 円(税込)
(2)	通関業会会員企業に勤務し、通関業務における専門的知識の取得を必要とする者	
(3)	通関業会会員企業以外に所属する上記 (1)、(2) に該当する者	1 科目 8,800 円(税込)
(4)	「輸入事後調査」科目において、受講する通関士等と同伴する輸入者	1 名 5,500 円(税込)

注 1 : 受講料はテキスト代を含みます。

注 2 : 「化学の基礎」、「関税分類：農水産品・食品」、「関税分類：繊維」、「関税分類：プラスチック・ゴム製品」、「関税評価」は、講義が 2 日間設定されています。

2 日間とも受講される場合は同一のテキストを使用することから、テキストの送付は 1 冊となりますが、合計の受講料からテキスト代 3,500 円を差引きます。

◆お申込方法

日本通関業連合会ホームページより「2021 年度<前期>通関士専門研修受講申込書」をダウンロードの上、必要事項を記入し、Eメールで送付してください。< kensyu@tsukangyo.or.jp > (会社単位等で複数名一括申込の場合、お申込書は一人につき一枚ご記入ください。)

科目により研修日が異なりますので、受付〆切日は、別紙「一講義内容」にてご確認ください。

- 開催日 2 日前までにお申込書に記載のメールアドレス宛に「招待状」をお送りします。なお、「招待状」は転送されますと無効になります。
- テキストの発送は、研修日の 10 日程度前から開始します。
なお、テキスト発送後は、お申込のキャンセルは不可となりますので予めご了承ください。
- お申込が 5 名に満たない場合は、開催中止の場合があります。
開催中止等の場合は、締切後に受講申込者に電話等でご連絡いたします。

◆お支払い方法

受講料のお支払いは、下記口座までお手続きください。

ご請求書をご希望の方には、原則 PDF にて発行いたしますが、郵送をご希望の場合は、お申込書の郵送希望欄にチェックをしてください。

三井住友銀行 日比谷支店 普通預金 8 6 8 2 4 2 4
シヤ) ニホンツウカンギヨウレンゴウカイ

(注) 勝手ながら、振込みご利用明細書をもって領収書とさせていただきます。
また、振込手数料は受講申込者にてご負担いただきますようお願いいたします。

◆修了証書について

ご希望の受講者は、お申込書の「修了証書」発行希望欄にチェックをご記入ください。

受講終了後 1 週間以内にお申込書にご記入いただいたアドレス宛に、PDF にて送付いたします。

！研修参加にあたっての注意事項！

- ・本研修は、オンライン会議ツール Zoom (ズーム) を使用しますので、事前に Zoom アプリのインストールをお願いいたします。
- ・安定したネットワーク環境下でご受講ください。受講者様のネットワーク環境不良や機器トラブルにより研修受講できなかった場合、弊会では補償いたしかねますので、事前に受講環境をお確かめください。
- ・本研修は、講師と受講者様のコミュニケーションを取るため、ビデオで顔を映した状態、音声通話が可能な状態でのご参加をお願いしております。
- ・1 台の端末で複数名が視聴することは、ご遠慮願います。また、研修内容の録画、録音は固くお断りいたします。

— 講義内容 —

開催日 <※切日>	科目	講師	講義内容
6/15(火) <※6/1>	化学の基礎	佐藤	化学品等の関税分類に必要な基本的事項、例えば、原子、分子、イオン、酸・アルカリ、酸化・還元、化学結合などについて、イラストを交えて説明するとともに、主に有機化合物の化学式の見方、化学名等の説明をします。
6/16(水) <※6/2>	化学の基礎	佐藤	無機化学品と有機化学品の関税分類上の区別、分類の仕方・手順（要件）の説明を行い、また、有機化学品（化学調製品も含む）の分類事例の紹介と質疑応答を行います。
6/17(木) <※6/3>	関税分類 農水産品・食品	富田	<原料食品の事例比較、関連税番の解説> 千数百の HS コード事例を利用し、輸入商品や HS コードの誤りを事例比較し、関連税番ごとに解説し、HS コードの誤申告防止に繋がりたいと思います。
6/18(金) <※6/4>	関税分類 農水産品・食品	富田	<加工食品の事例比較、関連税番の解説> 千数百の HS コード事例を利用し、輸入商品や HS コードの誤りを事例比較し、関連税番ごとに解説し、HS コードの誤申告防止に繋がりたいと思います。
6/21(月) <※6/7>	EPA・原産地規則	篠崎	現在、我が国が締結している経済連携協定（EPA）に基づく税率の適用を受けるために必要な手続きに関し、その概要、原産地規則、原産地証明書・申告書等について、協定ごとの違いを含め解説します。
6/22(火) <※6/8>	関税分類 繊維	的場	<繊維の基礎> 全般として第 11 部の特徴や範囲と、前半の繊維【第 50 類～55 類】について、いろいろな定義や分類のポイントなど、事例を用いながら説明します。
6/23(水) <※6/9>	関税分類 繊維	安田	<繊維製品> 全般として第 11 部の特徴や範囲と、後半の繊維製品【第 56 類～第 63 類】の衣類などを中心に、いろいろな定義や分類のポイントなど、事例を用いながら説明します。
6/25(金) <※6/11>	関税評価	坂本	関税評価の STEP UP を目指して頂くために評価協定や評価事例を中心に詳しく詳説します。 また、輸入事後調査の概要についても説明します。

6/28(月) <6/14>	関税分類 化学工業生産品	飯島	「第6部化学工業の生産品」の中で、特に無機化学品、有機化学品及び化学調整品の関税分類に必要な化学の知識、構造式、官能基、分類の要点等を解説します。また、個別分類事例についても解説し、質疑応答を行います。
6/29(火) <6/15>	輸入事後調査	河月	輸入事後調査とは？ 事後調査の概要、具体的な調査の内容、全国の事後調査実績及び非違事例、事後調査Q & A等について、パワーポイントを使用して分かり易く解説します。 顧客サービスの一環として、通関士による事後調査のサポートには必見です。
6/30(水) <6/16>	関税分類 プラスチック・ ゴム製品	佐藤	39類のプラスチック製品、40類のゴム製品の関税分類に必要な基本的事項や分類要点等の説明をします。また、39類のプラスチック一次製品及び最終製品の分類について、実例による説明及び質疑応答を行います。
7/1(木) <6/17>	関税分類 プラスチック・ ゴム製品	佐藤	40類のゴムの一次製品の分類の仕方及び39類のプラスチック製品との区別の基準、仕方等の説明をします。また、他の材質を組み合わせた最終製品等の分類事例の紹介と質疑応答を行います。
7/2(金) <6/18>	輸出貿易管理	福沢	国際的な軍事・政治情勢の変化が安全保障環境に大きな影響を及ぼし、安全保障輸出管理の確実な実施が求められてきています。輸出令別表第1貨物の該非判定を重点に、輸出管理制度、審査手続きについて説明します。
7/5(月) <6/21>	関税評価	小笠原	課税価格の具体的な決定方法、取扱い等、関税評価制度及び関連する評価申告制度を、個別事例等に基づいて解説します。
7/6(火) <6/22>	減免戻税・特恵	後藤	減免戻税制度については、個別事例と質問への回答を基に実務に応用できる内容として、特恵関税については、LDC 特別特恵関税制度の適用を念頭に、それぞれ解説します。

《 お申込・お問合せ 》

(一社) 日本通関業連合会 研修事務局

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-3-20 虎ノ門 YHK ビル 8F

TEL : 03-6206-1086 FAX : 03-3508-7796

E-mail : kensyu@tsukangyo.or.jp

各通関業会業務報告

東京

- 2月1日 総務委員会（書面決議）
10日 役員会（書面決議）
12日 女性通関支援事業フォローアップ会議
（ウェビナー、東京通関業会32名参加）
25日 第74回定時総会（書面決議）
3月2日 通関士部会定時総会（WEB決議）
5日 成田支部総会（書面決議）
8日 本関分会総会（書面決議）
9日 東航分会総会
12日 大井分会総会（書面決議）
17日 羽田支部総会（書面決議）
// 新潟支部総会
24日 2020東京オリンピック・パラリンピック物流説明会（ウェビナー）
// 本関地区通協（WEB参加あり）
30日 通関士部会役員会（WEB参加あり）

横浜

- 2月2日 本関地区通関協議会（Web）
12日 女性通関士支援事業フォローアップ会議（Web）
24日 通関業会分会長会議（Web）
// 2020年度NACCS横浜・仙台地区協議会（Web）
25日 航空貨物分会会員協議会
22日~26日 横浜通関業会令和2年度第48回通関士実務研修会中止
3月9日 本関地区通関協議会（Web）
17日 通関士部会アンケート委員会
19日 通関士部会情報委員会

- 24日 通関士部会業務委員会
// 航空貨物分会会員協議会

神戸

- 2月10日 通関士部会 総務委員会（WEB会議）
// 第1回 神戸通関業会役員会（メール開催：~24日（水）まで）
12日 女性通関士支援事業フォローアップ会議（WEB会議：連合会主催）
15日 通関士教養研修（1/19~22の録画配信：通関士としての心構え、原産地規則）
16日 通関士教養研修（1/19~22の録画配信：関税率表の解釈、通関業の現状）
// 輸入者へのセミナー【分類】（神戸税関 講堂）
17日 同 【原産地】（神戸税関 講堂）
19日 通関時報2月号発行
24日 通関士教養研修（1/19~22の録画配信：輸出実務）
25日 通関士教養研修（1/19~22の録画配信：輸入実務）
// 通関士部会 定例役員会（WEB会議）
3月3日 NACCS神戸地区協議会（WEB会議）
11日 通関士部会 総務委員会（WEB会議）
15日 神戸通関業会 定時総会（書面決議）
19日 通関時報3月号発行
25日 通関士部会 定例役員会（WEB会議）
26日 神戸通関士部会 定時総会（書面決議）

大阪

- 2月12日 (連)女性通関士支援事業フォローアップ会議(テレビ会議)
- 16日 「営業担当者のための」通関業務セミナー
- 24日 通関士部会 第62回業務委員会
// 通関士部会 第54回総務委員会
// 通関士部会役員会、税関担当官との連絡会(テレビ会議)
// 大阪地区通関協議会(税関との通関事務連絡会及び定例会・役員会)(テレビ会議)
- 25日 令和2年度第3回大阪通関業会理事会
- 3月4日 NACCS地区協議会(テレビ会議)
- 12日 (連)理事会(テレビ会議)
- 17日 通関士部会 第63回業務委員会
// 通関士部会 第55回総務委員会
// 通関士部会役員会、税関担当官との連絡会
- 18日 大阪港振興倶楽部運営委員会
- 24日 大阪地区通関協議会(税関との通関事務連絡会及び定例会・役員会)
- 25日 通関営業所責任者会研修

名古屋

- 2月3日 一水会・理事会(理事・監事)【一水会のみ中止】
- 4日 通関士部会幹事会【中止】
- 9日 本関通関事務研究会【中止】
// 清水支部通関士部会支部定例会・総会【支部定例会中止】
- 10日 役員専門研修【延期】
// 清水支部通関非違防止対策研修
- 12日 女性通関士支援事業フォローアップ会議(連合会オンライン開催)
- 16日 清水支部沼津通関懇話会【中止】
- 17日 中部空港通関事務研究会【中止】

- 17日 清水支部浜松通関懇話会【中止】
// 四日市支部原産地規則研修【中止】
- 18日 西部通関事務研究会【中止】
// 清水支部通関事務研究会【中止】
- 24日 清水支部興津通関担当者連絡会【中止】
// 四日市支部通関士部会幹事会、通関事務研究会【中止】
- 25日 通関士部会総会【中止】(書面決議)
// 清水支部御前崎通関担当者連絡会【中止】
- 26日 清水支部田子の浦通関事務担当者連絡会【中止】
- 3月4日 一木会・通関士部会幹事会【中止】
- 9日 本関通関事務研究会
// 清水支部通関士部会支部定例会【中止】
- 12日 理事会(連合会オンライン開催)
- 17日 中部空港通関事務研究会
// 清水支部沼津通関懇話会
// 四日市支部通関非違防止対策研修
- 18日 西部通関事務研究会
// 清水支部通関事務研究会
// 清水支部浜松通関懇話会
- 23日 清水支部興津通関担当者連絡会
// 清水支部田子の浦通関事務担当者連絡会
// 四日市支部通関士部会幹事会、通関事務研究会
- 25日 第74回定時総会【中止】(書面決議)
// 清水支部御前崎通関担当者連絡会
// 清水支部焼津通関担当者連絡会
清水支部第70回定時総会(書面決議)・奇六会【中止】

門司

- 2月3日 役員連絡「門司税関幹部と門司通関業会役員との連絡会の開催延期について」
- 8日 会員周知「品目分類・原産地規則研修会」開催案内

- (3月17日福岡会場、3月24日門司会場)
- 10日** 会員周知「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について」
- 12日** 女性通関士支援事業フォローアップ会議 (Web)
通関士部会副部長他2名、専務理事参加
- // 会員周知「輸出許可内容の変更をしようとする場合の取扱いについて」
- 15日** 会員周知「関税等の立替払いに関する配慮の要請について」
- 17日** 会員周知「新型コロナウイルス感染症対策関連の周知について」
- 19日** 会員周知「女性通関士支援事業フォローアップ会議におけるセミナー資料の案内」
- 24日** 会員周知「関税分類の事前教示における照会書、見本等の郵送等による提出に係るトライアルの実施について」
- 3月2日** 「門司税関幹部と門司通関業会役員との連絡会」開催案内の発出
- // 会員周知「珪藻土バスマット等に係る石綿含有製品の輸入等の禁止の履行確保について」
- // 会員周知「フォワーダーのシステム障害に係る取扱いについて」
- 4日** 会員周知「カルネ申告に係る申告官署の弾力化について」
- 8日** 会員周知「オンライン「令和3年度関税等改正(案)説明会」(門司税関主催)開催案内
- 9日** 会員周知「税関手続きに関するアンケート調査の依頼について」
- 16日** 会員再周知「通信添削研修のご案内」
- 17日** 品目分類/原産地規則 研修会 福岡
港湾合同庁舎6階会議室
- ・品目分類 10:00~12:00
講師 門司税関業務部首席関税鑑査官
参加者 会員26名
- ・原産地規則 13:30~15:30
講師 門司税関業務部原産地調査官
参加者 会員25名
- 18日** 中国地方国際物流戦略チーム事務局とWeb会合
「中国地方の国際物流事業者における現状把握に関するアンケートについて」
- 24日** 品目分類/原産地規則 研修会 門司
港湾合同庁舎7階会議室
- ・品目分類 10:00~12:00
講師 門司税関業務部首席関税鑑査官
参加者 会員15名
- ・原産地規則 13:30~15:30
講師 門司税関業務部原産地調査官
参加者 会員15名
- 24日** 会員周知「新型コロナウイルスに係る周知事項について」
- 25日** 会員周知「大韓民国産 炭酸二カリウム に対して課する暫定的な不当廉売関税について」
- 30日** 会員周知「動物の輸入検査における検査実施項目等の指針の改正」

長 崎

- 2月1日** ウナギの稚魚の密輸取出締り通達廃止の案内
- 2日** 熊本・三角・熊空地区通関事務連絡協議会
- 8日** 国際海上コンテナ輸送の需給逼迫への協力要請
- 10日** コロナ禍での関税等立替払いに関する配慮依頼の案内
- // マイナンバーカードの積極的取得等への協力依頼

- 12日 連合会「女性通関士支援事業フォローアップ会議」参加
- 25日 長崎地区通関事務連絡協議会
// 関税分類事前教示の郵送提出に係るトライアルの案内
- 29日 三池地区通関事務連絡協議会
// 熊本・三角・熊空地区通関事務連絡協議会
- 30日 佐世保地区通関事務連絡協議会
// 久留米地区通関事務連絡協議会
- 3月1日 税関HP「税関チャットボット」新設の案内
- 2日 フォワーダーのシステム障害に係る取扱いの案内
- 4日 カルネ申告に係る申告官署の弾力化の案内
- 10日 通関士部会定時総会の開催中止の案内
// 税関手続き等に関するアンケート調査依頼
- 12日 連合会「理事会」へ会長オンライン参加
- 16日 連合会「通関士試験・通信添削研修」リーフレット案内
- 17日 通関士部会役員会（書面決議）
- 18日 日米貿易協定に基づく牛肉セーフガードの発動の案内
- 25日 NACCS九州事務所通信（通関第1回）配信
// 大韓民国産炭酸二カリウムの暫定的な不当廉売関税の案内
// 新型コロナウイルスに係る周知事項の案内
- 30日 動物の輸入検査・実施項目等の指針の案内
- 31日 保税地域から引き取る酒類の課税数量等の取扱い案内

函 館

- 2月10日 会員周知：関税等の立替払いに関する配慮の要請について
- 19日 会員周知：女性通関士支援事業フォローアップ会議のHP掲載について
- 21日 会員周知：新型コロナウイルス対策について
- 24日 通関業務連絡会（函館・小樽・千歳・札幌・釧路・苫小牧・石狩・八戸・秋田）メールによる通知
- 25日 会員周知：分類事前教示の見本等の郵送による提出トライアルの実施について
- 3月2日 会員周知：珪藻土バスマット等に係る石綿含有製品の輸入等の禁止の履行確保について
// 会員周知：フォワーダーのシステム障害に係る取扱いについて
- 8日 会員周知：税関手続き等に関するアンケート調査について
- 16日 会員周知：通関士試験通信・添削研修のご案内
- 19日 会員周知：令和3年度通関士部会定時総会のご案内
- 24日 会員周知：役員変更等に伴う届について
- 25日 会員周知：炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する細分の新設について
- 30日 会員周知：役員変更等に伴う届について
// 会員周知：動物の輸入検査実施項目等の指針の改正について
// 通関業務連絡会（函館・小樽・千歳・札幌・釧路・苫小牧・石狩・八戸・秋田）メールによる通知

沖 縄

2月12日 令和3年度会費基礎資料の提出を当会
会員に依頼

3月1日 「関税分類の事前教示における照会書・
見本等の郵送等による提出に係るトラ
イアルの実施について」(沖縄地区税
関通知文書)

12日 連合会主催理事会のリモート会議に喜
納会長参加

22日 「テロ警戒について」沖縄地区税関の

業務担当次長が当会3役の店社を直接
訪ねて協力を依頼

25日 「輸入時検査等の取り扱いについて」(那
覇検疫所食品監視課、2021年度78件
目の会員周知メール)

26日 「テロ警戒について」会員に関係資料
をメール発信し、協力を依頼

31日 「動物の輸入検査における検査実施項
目の指針」(動物検疫所沖縄支所、会
員あてメール通知)

刊行図書のご案内



(一社)日本通関業連合会では、次の図書を刊行しております。
通関業務に従事している皆様の執務の参考となれば幸いです。

刊行図書のご購入は、下記注文書に必要な事項を明記の上、FAXまたはEメールにてお申込み下さい。

◆ FAX : 03-3508-7796 ◆ Eメール : kensyu@tsukangyo.or.jp

価格は税込・送料込です。なお、お支払いは同封の請求書により指定銀行口座にお振込ください。

詳細は、(一社)日本通関業連合会HPをご覧ください。 <<http://www.tsukangyo.or.jp/>>

ご注文書

<送付先>

Fax : 03-3508-7796

E-mail : kensyu@tsukangyo.or.jp

商品名	会員価格	会員外価格	冊数	金額
【通関業務必携シリーズ】(通関実務参考図書)				
通関士六法 <5分冊> (2021年度版)	8,900	9,400		
税関・貿易用語集	3,500	4,000		
通関業法に基づく申請届出報告等の手引書	1,100	1,800		
税関相談事例集	4,500	5,000		
【通関士必携シリーズ】(通関士専門研修教材)				
関税評価の要諦	3,500	4,000		
関税の減免戻税・特恵関税の要諦	3,500	4,000		
輸出管理の要諦 - 安全保障輸出管理及び輸出貿易管理の仕組み -	4,000	4,500		
関税分類の要諦 (第1部: 農水産品・食品)	3,500	4,000		
関税分類の要諦 (第2部: 化学工業生産品)	3,500	4,000		
関税分類の要諦 (第3部: 繊維製品)	3,500	4,000		
関税分類の要諦 (プラスチック製品及びゴム製品)	3,500	4,000		
化学の基礎 - 関税分類を目的とした -	3,500	4,000		
E P A 原産地規則	3,500	4,000		
事後調査と関税評価の要諦	3,500	4,000		
【通関実務シリーズ】(通関従業者研修教材2021年度版)				
正しい申告のあり方 (減免税条項等符号表を含む)	3,000	3,500		
関税率表の概要	3,000	3,500		
関税法概説	3,000	3,500		
関税定率法概説	3,000	3,500		
関税暫定措置法概説	3,000	3,500		
合 計				

■ご注文者 (○で囲んでください 会員 / 会員外)

(価格は税・送料込)

(〒 -) 住所:	
会社名・所属部署:	
氏名:	TEL:

■書籍の送付先または請求先が上記と異なる場合にご記入ください

(○で囲んでください 送付先 / 請求先)

(〒 -) 住所:	
会社名・所属部署:	
氏名:	TEL:

■請求書を同封いたしますので、恐れ入りますが、到着後一週間以内にお振込みください

振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。

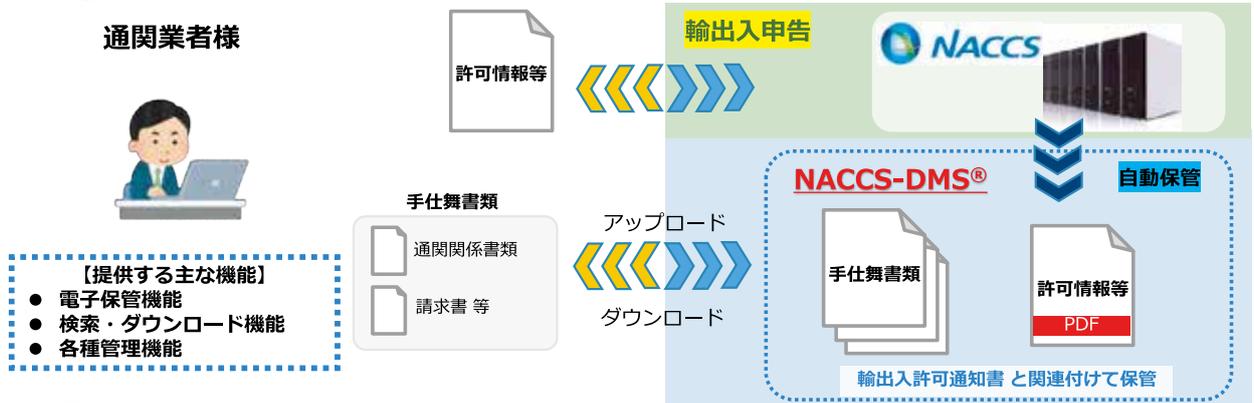


貿易関連書類電子保管業務

NACCS-DMS®

NACCS-DMS®は貿易関連書類を電子データで長期的に保管できるサービスです。

サービスイメージ



活用方法のご紹介

NACCS-DMS®は、お客様の諸問題を解決することができます。

書類保管の諸問題を解決!!



通関業者様

書類を電子化したいけど…

書類保管をするためのシステム構築、サーバ容量を増やすとなると、**コスト面**で実施に踏み出せません…
 自社でシステムを構築した場合の**セキュリティ対策も不安**です…
 なにか良い方法はないでしょうか？

NACCS-DMS®にお任せください!!

- ✓ 利用料金は**月額課金制**によりシステム構築等の**初期費用が不要!!**
- ✓ **情報セキュリティ対策**や**バックアップ**は**標準装備!!**
- ✓ 取扱量の少ない通関業者様を対象に**日本通関業連合会タイアップ**による**割安プラン**あり!!



NACCS
センター

お問い合わせ先



一般社団法人 日本通関業連合会
Japan Customs Brokers Association

一般社団法人 日本通関業連合会 業務部

電話 03-3508-2535 / メール n-dms@tsukangyo.or.jp



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 営業企画部 営業推進課
電話 03-6732-6130 / メール solution-pro@naccs.jp

詳しくはNACCS掲示板を
ご覧ください



NACCS DMS



「Trade Search」4/1よりサービス開始

- HSコードの特定を正確且つ効率的に行う
- リモートワークにも対応したクラウドベースの検索エンジン



Trade Search はデロイト トーマツ税理士法人が提供するクラウドベースの HS コード検索エンジンであり、通関業者、製造業者の DX/オンラインオペレーションを支援する IT ソリューションです。4 月 1 日のサービス開始以降、既に多くの通関業者様にご利用をいただいております。

無料トライアル受付中！

下記の Website より、必要事項をご記入の上お申し込みください。
後日、当社担当者より連絡させていただきます。

www.deloitte.com/jp/tax/trade-search



新機能を続々リリース

- トップページの刷新
- CAS ナンバー検索機能
- 英語の関税率表の投入
- HS コード順の並び替え機能

お問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人 間接税サービス (IDT)

間接税サービス www.deloitte.com/jp/indirect-tax email info.idt-tech@tohmatu.co.jp

